

第1回 秋田県多様性に満ちた社会づくり有識者会議 議事概要

1 日時

令和3年7月13日（火） 午後2時30分から午後4時30分まで

2 場所

秋田県議会棟 大会議室

3 出席者

別添出席者名簿のとおり

4 議事等

(1) 会長の選出等

- 秋田県多様性に満ちた社会づくり有識者会議設置要綱第4条の規定に基づき、委員の互選により、山名委員を会長に選出。
- 山名会長が、佐藤寿美委員を副会長に指名。

(2) 差別のない多様性に満ちた社会づくりに向けた県の取組についての説明

- 資料1により、秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例（仮称）の概要について、事務局が説明を行った。
- 資料2により、差別に関する法令・例規、救済制度、施策等について、事務局が説明を行った。

(3) 差別の事例と差別の解消に関する必要な取組に関する意見交換

- 各委員の把握している差別の事例と差別の解消に関する必要な取組に関して、各委員から、次のとおり意見があった。
- 性的指向、性自認等を理由とした差別に関する他都道府県の状況について、事務局から次の説明を行った。
 - ・ 条例は、東京都、茨城県、大阪府、三重県、福井県の5都府県が制定済み。
 - ・ 条例の内容は、性的指向、性自認、性的少数者に対する差別的な取扱いの禁止や多様な性の理解の推進を行うもの。
 - ・ パートナーシップ宣誓制度は、大阪府、茨城県、群馬県の3府県で実施済み。
 - ・ 制度の内容は、公営住宅の入居申込み、あるいは医療機関の面会、手術の同意など、公的機関におけるサービス提供等。

【山名会長】

- ・ 女性は家で、男性は外でという性別役割分担意識は表面的には変わりつつある

が、コロナ禍で、非正規雇用の女性の就業がかなり減っていること、DVの増加や深刻化、予期せぬ妊娠の増加、生理の貧困、女性の自殺者の増加などから、生活の苦しさが、より多く女性に現れている。

- ・ エssenシャルワーカーの数、育児、介護など、福祉分野でも女性に責任が多い現状がある。
- ・ 個人の意識を変えることも大切だが、社会構造や働き方を含め、男女共同参画やジェンダーギャップを解消することが必要。
- ・ 女性の管理職への登用率の低さとか、意思決定をする場に女性が参画することが少ないということも課題。
- ・ 社会構造や働き方を変えていく必要がある。生きづらさやしんどさを抱えている女性の声を反映させた対策を検討すべき。

【田中委員】

- ・ 女性が働くに当たって、夫婦別姓の取組が必要。
- ・ アンケートにおいて、男女の別の記入を求めることがあるが、LGBTの方にも配慮したアンケート手法を検討する必要がある。
- ・ セクハラの手えがあつた際、情報の取扱いにより、被害者が二次被害を受けないようにする必要がある。弁護士との連携が必要。
- ・ パートナリシツ制度の導入は、今後、議論を深めるべき。

【佐々木委員】

- ・ 新型コロナウイルス感染症について、誹謗中傷の抑止に取り組む必要があると考へている。
- ・ コロナ禍により、子どものいじめが、学校だけでなく、保育所や児童館でも確認されている。
- ・ いじめについて、対応をする教員等の人材スタッフの不足等が問題である。

【堀井委員】

- ・ 外国人のアパートへの入居拒否がある。
- ・ 外国にルーツを持つ学生は、日常会話が可能でも就職先やインターン先が見つからないなど、就職面での支障がある。
- ・ 技能実習生については、最長で8年間、家族の呼び寄せもできない非常に困難な中で暮らしていることやハラスメントを受けやすい環境にいることを認識した上で啓発事業を行う必要がある。
- ・ 性的指向・性自認等を理由とした差別について、指針などに許さないとはっきりと明文化する必要がある。
- ・ 同性カップルの場合、育児・介護などの福祉の面で不利益を被ることがあり、パートナーシツ制度の導入の検討を進めるべき時期に來ている。
- ・ 国際結婚カップルの子など、外国にルーツのある子どもは疎外感を感じたり、自己肯定感が低い傾向にあり、日本語教育の充実が大事である。また、保護者の

学校活動への参加の機会を増やすことなど先生とのコミュニケーションを増やすことも必要。

- ・ 子どもへの配慮、教育の場における対応とあるが、こうした研修は、子どもに限らず、大人に対しても、職場や様々なイベントなどを通して、啓発していく必要がある。

【伊藤委員】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関して、病院職員の子であるとして、保育所において隔離されたり、他の子と一緒に給食を食べさせないことがあった。
- ・ 感染者が、SNSでバカヤロー、テロリストと表現された。
- ・ 今後、ワクチン接種が進んだ場合は、接種の有無は差別ではなく、区別となれば良い。
- ・ がん患者に対しては、働き方や両立支援が必要。
- ・ いじめ対策では、小学校で移動教室を実施しており、ラインやSNSの使い方を教えている。

【佐藤副会長】

- ・ 高齢者、障害者への差別があるが、誰もが高齢になり、また、障害者になる可能性もある。差別を自分の問題として捉え、そうした立場の人に共感を持つことが大切である。
- ・ 新型コロナの影響で、生活福祉資金の貸付けを行っているが、それでも不足の場合は、生活保護受給を検討しなければならないものの、生活保護件数は増えていない。運用上の改善が図られているものの、生活保護世帯への差別意識もあるためと考えられる。
- ・ 差別の解消に向けては、幼少期からの教育や社会人に対する広報啓発が重要であり、その際は、「他者の尊厳への配慮、尊重」がキーワードになるのではないかと考える。
- ・ 大人に対しては、普及啓発活動に尽きると考える。
- ・ 差別を感じた人からの声を十分に聞き、改善を図る仕組みについて、分野によってこれまでに設けられている仕組みを参考にしながら作って行くことが大事で、そうした相談等の場で得られた情報を普及・啓発の内容に反映していけば、県民の意識をより高めることができると考える。

【藤井委員】

- ・ 労働相談は、賃金や雇用条件の話が多いが、コロナ禍でハラスメントの相談がそれを上回っている。
- ・ カスタマーハラスメントについて、流通、サービス、ドラッグストアの職員への嫌がらせなど、顧客の立場を利用したハラスメントがあり、しっかりと条例に位置付けてほしい。

【加賀屋委員】

- ・ 学校が閉鎖された際は、給食がないため貧困家庭で子どもが十分な食事をとれないことがある。
- ・ 新型コロナによる貧困で、子どもの生理用品が十分に買えない家庭があった。
- ・ 少子化により、1学年のクラス数が少なくなると、いじめなどの人間関係のトラブルが発生した場合に、逃げ場がないことが想定されるので、そうならないよう適正配置を進めてほしい。
- ・ SNSで、感染した家庭が、親は退職し、子は退学したとのデマ情報の書込みがあった。教職員は生徒を守るため相当頑張ったが、風評を拡散しているのは親同士であり、その姿勢が子どもに影響している。

【千葉委員】

- ・ 10数年前までは、名簿、体育着、ランドセルなど、男女別であったが、今は男女混合名簿、体育着の色は男女で同じ色、形となり、ランドセルも大分カラフルとなった。人権や男女共同参画の視点から、教職員や子どもの何気ない言動や形骸化した習慣などを見直し、望ましい関わり方について意識を高めていきたい。
- ・ 子どもはまだ未熟な段階であり、自分が思ったこと、感じたことをそのまま口にしたり、不快感を表したりしてしまうような場合があり、障害についての理解を深め、ともに支え合って生きていこうとする態度を、育んでいくことを大事にしている。
- ・ いじめについては、決して許されないこと、相手の立場を理解し思いやることを教育しながら、発生した場合は、行った側、受けた側のみならず、周囲の子どもも含めて、他業務に優先して迅速に対応している。

【渡辺委員】

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る差別や誹謗中傷は、これまで生徒間においては見られていないが、保護者間による事例が挙げられている。秋田市定例校長会においても、各学校における取組等について、情報交換を密に行い、差別、誹謗中傷防止に努めている。
- ・ 秋田市の中学校においては校内で作成している名簿において、学校の規模が大きいほど男女別となっている傾向にある。
- ・ 制服に関しては、女子のスラックスを認めている学校や今後、導入を検討している学校が複数校ある。他は、要望等に応じた個別対応することとしており、秋田市内中学校において、女子のスラックスに関して校則として明記している例は少ない。

【佐藤委員】

- ・ レストランで早く席を空けるように言われたり、もう来ないように話される事例があった。
- ・ 雇用が決まる直前で障害を理由に不採用とされた事例がある。

- ・ 障害手帳の申請の際、役所の職員からお金が欲しいから申請に来ているんだろう、との発言があった。
- ・ 障害者もアパートの入居拒否の事例がある。
- ・ 視覚障害のある方が接触事故で警察から事情聴取の際、目が見えないなら外に出るな、との発言があった。
- ・ 障害者への理解不足。特に行政機関には、対応訓練が必要。
- ・ 差別する側は、それが差別と知らない。受ける側は、相談先や相談の術が分からない。法や条例が制定され、理解が進んだものの、未だ根付いていない。
- ・ 教育していくことが大事だが、これを支える仕組みを行政だけでなく、会社、事業所などに必要。

【馬渡委員】（欠席のため、事前に聴取したコメント）

- ・ 法務省人権擁護局作成の冊子「令和２年度版人権の擁護」による人権擁護に関する取組についての説明。
- ・ 人権侵害による被害を発生させないことが重要であり、一人一人の人権意識を高めるため相手に応じた方法を用いる必要があり、特に幼児期から高校生等の成長期における教育は効果があると考えている。

【浅野委員】（欠席のため、事前に聴取したコメント）

- ・ 解消すべき差別について、低所得者、生活保護を受けてる方等を加え、低所得者に対応した施策の記載が必要と考える。
- ・ 条例に基づく指針については、推進方策、検証方法、PDCAについても整理すべきと考える。